

やまがた省エネ健康住宅の性能に関する認証と表示方法の基準

(趣旨)

第1 この基準は、やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条及び第14条の規定に基づき、やまがた省エネ健康住宅の性能に関する認証（以下「性能認証」という。）の基準並びに表示すべき事項及びその表示方法について定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、新築住宅及び断熱改修を全体的に行う改修住宅について適用する。

(用語の定義)

第3 この基準の用語の意義は、要綱に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住戸 専用の居住室、台所、便所及び出入口（居住者や訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口を含む。）を有している、居住の用に供する家屋の部分をいう。
- (2) 一戸建て住宅 一の住戸を有する住宅をいう。（二世帯同居住宅を含む。）
- (3) 認証対象住戸 やまがた省エネ健康住宅の性能認証の対象となる一戸建て住宅又は共同住宅等のうち、やまがた省エネ健康住宅の性能認証の対象となる一の住戸をいう。
- (4) 認証事項 やまがた省エネ健康住宅において認証されるべき住宅の性能その他の事項及びその水準をいう。
- (5) やまがた省エネ健康住宅認証基準（新築住宅） 新築住宅について、認証事項を満たすか否かの判断を行うための基準をいう。
- (6) やまがた省エネ健康住宅認証基準（改修住宅） 改修住宅について、認証事項を満たすか否かの判断を行うための基準をいう。
- (7) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）における「外皮平均熱貫流率」をいう。
- (8) 地域の区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ（1）に定める「地域の区分」をいう。

(やまがた省エネ健康住宅の性能認証)

第4 やまがた省エネ健康住宅の性能認証は、第5第2項に規定するやまがた省エネ健康住宅認証基準と照合することにより行う。

(認証の基準)

第5 認証すべき事項は、認証対象住戸におけるヒートショック発生防止のための断熱化等による対策の程度とする。なお、認証基準については、政府が定める基準等の改正等により見直しを行うものとする。

2 やまがた省エネ健康住宅認証基準

(1) 等級

等級は、次に掲げる断熱性能（外皮平均熱貫流率）及び気密性能（相当隙間面積）の基準を満たすものとする。

断熱性能（外皮平均熱貫流率）及び気密性能（相当隙間面積）の基準

| やまがた省エネ健康住宅の等級 | 外皮平均熱貫流率 (UA 値) [W/m ² K] | 相当隙間面積 (C 値) [cm ³ /m ²] |
|----------------|--------------------------------------|---|
| Y-G3 | 0.23 以下 | 1.0 以下 |
| Y-G2 | 0.34 以下 | |
| Y-G1 | 0.46 以下 | |

(2) 相当隙間面積

相当隙間面積は、気密工事完了後に一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センターが認定した気密測定技能者が試験を実施することとし、試験方法は「JIS A2201:2017 送風機による住宅等の気密性能試験法」又は同財団の定める住宅の気密性能試験方法によるものとする。

(3) 夏季の防暑計画

日射等による夏季の過度な室内温度の上昇を防ぐため、有効な日射遮蔽対策と通風の確保を行うものとする。ただし、日射遮蔽対策は、冬季の日射取得を妨げないよう配慮すること。

(4) 防露性能の確保

住宅の断熱性能及び耐久性を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じること。

(5) 設計者及び施工者

評価対象住戸の設計者及び施工者は、国土交通省が公開している改正建築物省エネ法オンライン講座において県が定める講座を受講している者であること。若しくは、設計者及び施工者の事業所に受講者が雇用されていること。

3 外皮平均熱貫流率については、WEB プログラム等により計算し、計算した結果により確認する。ただし、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価を受けた住宅又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による認定を受けた住宅又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関からこれらの認定に係る技術的審査の適合証等を交付された住宅については、これによらないことができる。

(やまがた省エネ健康住宅の性能表示)

第6 やまがた省エネ健康住宅の性能表示項目は、第5で定める住宅の性能を認証する方法で得られる評価結果に基づき、等級、外皮平均熱貫流率及び相当隙間面積とする。

2 要綱第14条第1項の別に定める方法は、やまがた省エネ健康住宅認定証の内容を広告、パンフレット等への印刷及びインターネット等の電磁的方法（以下「広告等」という。）により行うものとする。

3 複数の住宅を同一の広告等に掲載する場合は、やまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けた住宅ごとに表示し、住宅と表示との対応関係がわかるようにすること。ただし、同一評価結果の住宅が複数ある場合は、同一評価結果の住宅について一つの表示によることができる。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準の改正は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この基準の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準の改正は、令和7年4月1日から施行する。

この基準の施行の日前に申請された設計認証に係る基準の適用については、改正後の基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準の改正は、令和7年7月22日から施行する。